

○宮古島市農畜産物処理加工施設条例

平成18年3月31日

条例第21号

宮古島市農畜産物処理加工施設条例（平成17年宮古島市条例第133号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 農畜産物の付加価値を高めることにより農家所得の向上と生産の安定を図り、地域産業の振興に寄与するため、宮古島市農畜産物処理加工施設（以下「加工施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 加工施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 宮古島市農畜産物処理加工施設

位置 宮古島市下地字川満537番地11

（指定管理者による管理）

第3条 加工施設の管理について必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせることができる。

（指定管理者の指定の申請）

第4条 前条の規定による指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 施設の管理運営に関する事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要なものとして規則で定める書面

（指定管理者の選定及び指定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、加工施設の管理を最も適切に行うことができると認める者を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

- (1) その事業計画書の内容が加工施設の効用を最大限に発揮されるとともにその管理に係る経費の縮減が図られること。

- (2) その事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有する者であること。
- (3) 市内に主たる事務所を有する者であること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条に規定する設置の目的を達成するために十分な能力を有する者であること。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 加工施設の維持管理及び修繕に関すること。
- (2) 加工施設の設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う個人情報の取り扱い)

第7条 指定管理者は、保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を正当な理由がなく、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(事業報告書の提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、提出しなければならない。ただし、年度の途中において次条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して2月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 加工施設の管理業務の実施状況
- (2) 加工施設の維持管理にかかる経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者による加工施設の管理の実態を把握するために必要な事項

(指定管理者の指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が地方自治法第244条の2第10項の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないことを認め

るときは、その指定を取消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者の原状回復義務)

第10条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった加工施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(指定管理者の指定又は取消しの告示)

第11条 市長は、第5条の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は第9条第1項の規定によりその指定を取消したときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 市長は、この条例の施行の日前においても、第5条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続きその他この条例の施行に関し必要な準備行為をすることができる。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の宮古島市農畜産物処理加工施設条例の規定によってなされた申請その他行為は、この条例による改正後の宮古島市農畜産物処理加工施設条例の相当規定によってなされたものとみなす。